主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人塚本誠一、同海藤寿夫、同河本光平の上告趣意は、憲法三一条違反をいい、 弁護人高野嘉雄の上告趣意は、憲法一〇条ないし一三条、九八条二項違反をいうが、 日本国との平和条約二条(a)項により被告人の日本国籍が失われたものと解する こと及びこれを前提として被告人に対し外国人登録法(昭和五五年法律六四号によ る改正前のもの)を適用することが、所論の憲法各条項に違反しないことは、最高 裁昭和三〇年(オ)第八九〇号同三六年四月五日大法廷判決・民集一五巻四号六五 七頁、同三三年(あ)第二一〇九号同三七年一二月五日大法廷判決・刑集一六巻一 二号一六六一頁、同二六年(あ)第三九一一号同三〇年一二月一四日大法廷判決・ 刑集九巻一三号二七五六頁の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がなく、被 告人本人の上告趣意は、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理 由にあたらない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 昭和五八年一二月二日

最高裁判所第二小法廷

_	梧	崎	宮	裁判長裁判官
良	忠	下	木	裁判官
慶	宜	野	蓝	裁判官
進		橋	大	裁判官
次	圭		牧	裁判官